

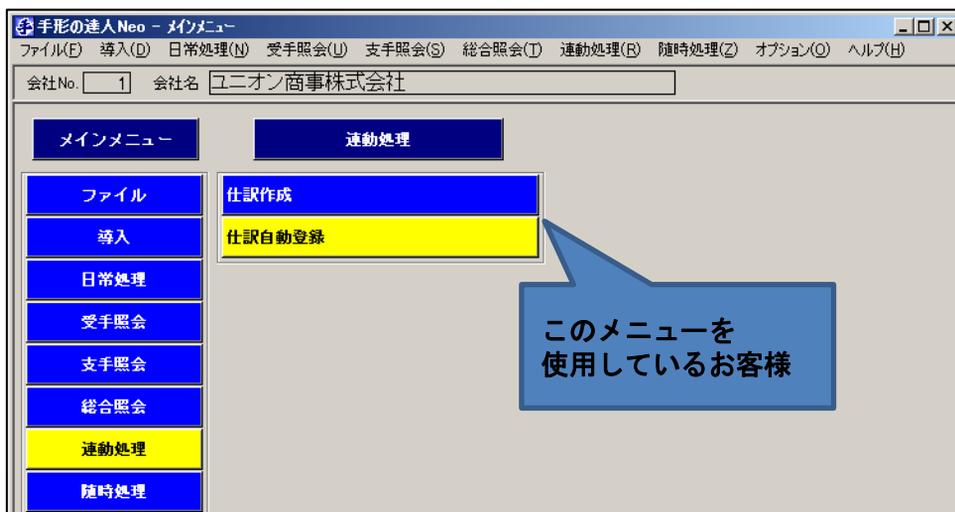
「消費税改正対応版」対象ガイド

手形の達人シリーズで以下の①または②及びその両方を使用されている場合は「消費税改正対応版」への入替が必要になります。

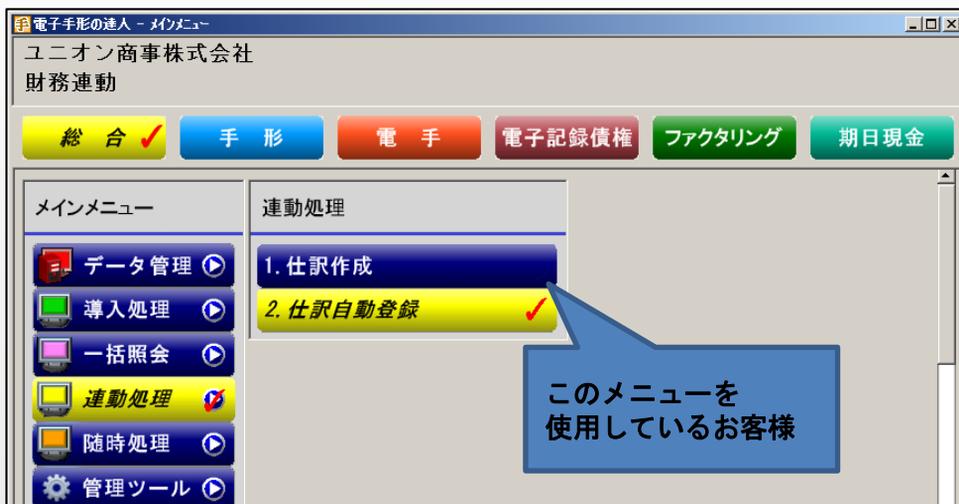
①勘定奉行(21シリーズ・iシリーズ)と仕訳連携を行っている場合

勘定奉行を「消費税改正対応版」に入れ替えた場合、仕訳連動モジュールが変更となるため、[連動処理]－[仕訳自動登録]を使用することができなくなります。

○手形の達人シリーズのメニュー位置です。



○電子手形の達人のメニュー位置です。



②仕訳伝票に消費税の課税対象の科目を使用している場合

割引・決済などに「手数料科目」を追加している場合、4月1日以降でも消費税率5%で計算されます。

消費税率を8%へ修正することはできません。

仕訳入力

修正 通常伝票

伝票日付 25年 12月 3日

伝票No. 行番部門 1 第一営業部

行	部門 / 勘定科目 / 補助科目	金額	部門 / 勘定科目 / 補助科目	金額	摘要
1	第一営業部 取引先		1	第一営業部 取引先	
110	当座預金	994,790	311	取引手形	1,000,000
4	南の島銀行本店				
00000001	太平洋証券株式会社		00000001	太平洋証券株式会社	
1	第一営業部				
332	手形取戻損	5,000			
		0			
1	第一営業部				
753	支払手数料	210			
		10			
信方合計		1,000,000			

手形割引に係る手数料は消費税の課税取引となるため、「消費税改正対応」の対象となります。

F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12

操作説明 設定 中止 閉じる

日付を入力して下さい。

※手形割引における割引料は非課税ですが、手数料は課税対象となります。

◆①②の機能を使用していない場合は「消費税改正対応版」への入替は必要ありません。

【勘定奉行を先行して消費税対応版へ入れ替えた場合の連携手順】

勘定奉行と同時に手形の達人シリーズ「消費税改正対応版」の入替を行うことが出来ない場合には手動による仕訳データ連携が可能です。

手動連携の場合でも、仕訳データに消費税の課税対象の科目を使用している場合は、消費税率、消費税額の修正が必要です。仕訳データの受入れ後に勘定奉行上で修正して下さい。

①[仕訳作成]で作成された、仕訳データの保存先を確認します。

○「手形の達人シリーズ」の場合の確認箇所

[導入]－[会社情報の登録]を開き、[財務会計]タブの「汎用データファイル名」を確認します。

○「電子手形の達人」の場合の確認箇所

[導入処理]－[会社情報登録]－[会社情報登録]を開き、[財務会計]タブの「汎用データファイル名」を確認します。



②[連動処理]－[仕訳作成]を行います。



③勘定奉行で[汎用データ受入]を行います。

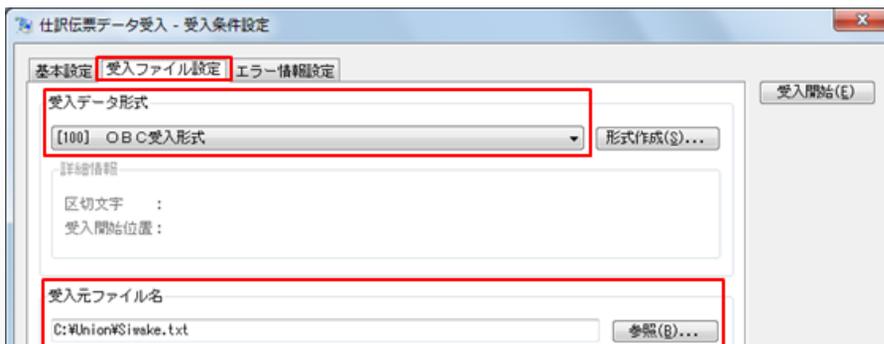
例: 勘定奉行

- ・[随時処理]—[汎用データ受入]—[仕訳伝票データ受入]—[仕訳伝票データ受入]を開きます。



・[受入ファイル設定]タブを開き、受入データ形式を「OBC受入形式」とします。

- ・受入元ファイル名に、①で確認した保存先を指定します。



- ・「受入開始」ボタンをクリックし、受入を実行します。

仕訳データの手動連携の操作手順は以上で完了となります。